

令和6年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるものを除く。以下「対象施設等」という。）が受ける光熱費、燃料費、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障がい福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を県内で運営する者に対し、予算の範囲内で令和6年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和6年10月15日現在において、対象施設等を県内で運営している者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 対象施設等と介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和6年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受け、又は受けようとする者
- (2) 申請日時点で事業を廃止又は休止している者
- (3) 支援金を交付することについて、知事が不相当と認めた者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、支援金の交付の申請及び受領を証する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この支援金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、健康福祉部障がい福祉課とする。

(雑則)

第12条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

別表

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分 1	障害者支援施設 療養介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額（ただし、定員が9人以下であるものは、一律25,000円）
区分 2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	一律25,000円
区分 3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律25,000円

備考

- 1 区分1の定員は、申請日時点の定員とする。
- 2 区分2及び区分3に該当する対象施設等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和6年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。